

現在お持ちの「限度額適用認定証」の有効期限が26年12月31日(水)で、国民健康保険税の滞納がなく、世帯主と同一世帯の18歳(高校卒業)以上の国保加入全員が前年度の所得申告をしている人については、12月中旬に新しい「限度額適用認定証」を送付する予定です。詳しくは国民健康保険課 ☎(740) 2006へ。

国民健康保険高額療養費支給制度とは、同じ月内の医療費(保険適用分)の自己負担額が高額になったとき、申請して認められると自己負担限度額を超えた額が高額療養費として支給される制度です。この自己負担限度額が、70歳未満の人については、27年1月から所得区分が細分化されて、下表の通り変更されることになりました。

**高額医療費
自己負担限度額が変更
27年1月から
所得区分が細分化されます**

| 26年12月以前 | | | 27年1月以降 | | |
|----------------|--------------------|--|---------------------|---|---|
| 区分 | 所得要件 | 限度額 | 区分 | 所得要件 | 限度額 |
| A 上位 所得者 | 基礎控除後の所得 600万円超 | 150,000円+ (総医療費-500,000円) ×1% 〔多数該当: 83,400円〕 | ア | 基礎控除後の所得 901万円超 | 252,600円+ (総医療費-842,000円) ×1% 〔多数該当: 140,100円〕 |
| | | B 一般 所得者 | 基礎控除後の所得 600万円以下 | 80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1% 〔多数該当: 44,400円〕 | イ |
| C 低 所得者 | 住民税非課税 | | | 35,400円 〔多数該当: 24,600円〕 | ウ |
| | | 35,400円 〔多数該当: 24,600円〕 | エ | 基礎控除後の所得 210万円以下 | 57,600円 〔多数該当: 44,400円〕 |
| | | | オ | 住民税非課税 | 35,400円 〔多数該当: 24,600円〕 |

※同一医療機関などにおける自己負担では、上限額を超えない場合でも、同じ月の複数の医療機関における自己負担(70歳未満の場合は同一医療機関で同じ月に21,000円以上であることが必要です)を合算することができます。
※多数該当とは、過去1年間に同じ世帯で、高額療養費に3カ月以上該当した場合の4カ月目以降の場合の限度額です。

返送してください。
また、医療機関に「限度額適用認定証」を提示すれば、支払いを自己負担限度額でとどめることができます。「限度額適用認定証」が必要な場合は、市役所1階の国民健康保険課に申請してください。

**健康づくり事業の広告
掲載する事業者を募集します**

27年4月に市内全戸に配布する「27年度健康づくり事業のご案内」パンフレットの中刷り下部欄外に、有料広告を掲載する事業者を募ります。

所定の申込書を健康づくり室(市役所北隣)に設置していますので、必要事項を書き12月1日(月)から26日(金)(締切日必着)までに〒666-0016・中央町12-2の健康づくり室へ持参か郵送してください。申込書は市ホームページからもダウンロードできます。

なお、詳細については、事前に問い合わせください。詳しくは健康づくり室 ☎(758) 4721へ。

**公的年金と児童扶養手当が
併給可能に**

12月1日(月)より、児童扶養手当の制度が改正されました。

児童扶養手当受給額よりも受給している年金額が少なく、児童扶養手当の受給資格を満たしている場合には、児童扶養手当の申請をすることが可能になりました。支給額は年金と児童扶養手当の差額分です。

児童扶養手当の受給資格者は、平成8年4月2日以降に生まれた、以下の要件を満たす児童を養育している人。①離婚や未婚、死亡などで、父または母と生計を共にできない児童②父または母に極めて重度の障がいがある児童。

12月1日時点で年金受給中であり、児童扶養手当の受給資格のある人は、27年3月31日(火)までに申請すれば12月分から支給されます。期日を過ぎると申請の翌月分からの支給となります。必要書類など、詳しくは子育て・家庭支援課 ☎(740) 1179へ。

**切手などの寄付で
子どもたちへの支援を!**

市では使用済みの切手などの寄付による社会貢献活動を行っています。

①使用済みの切手(切手から5mm程度外側を切り取ってください) ②使用済みのテレホンカード・クオカード③書き損じのハガキ、未使用の年賀状、未使用の切手の寄付をお願いします(郵便局では①②のみ回収。トレインカードおよび図書カードの収集は24年度で終了)。

回収箱は市役所2階こども家庭部、各公民館、市内郵便局に通年で設置。12月1日(月)~27年2月13日(金)までは、市役所各部局、市立幼稚園、小学校、中学校などにも設置します。詳しくはこども・若者政策課 ☎(740) 1246へ。

たくさんの寄付をありがとうございました

25年度は、使用済みの切手19,49枚、使用済みテレホン・クオカードなど2万9,187枚、未使用・書き損じハガキ1,306枚、未使用のテレホンカード1,790度、未使用の切手2万8,272円の寄付がありました。困難に立ち向かう子どもたちの支援に役立てていただくため、あしなが育英会とメイク・ア・ウィッシュオブジャパンへ寄付しました。今年度も、皆さんの暖かいご寄付をお待ちしています。



**人生に一度きり。あなたの二十歳を祝して
文化会館大ホールで成人式**

27年1月12日(祝)午前10時15分~午後0時半、文化会館大ホールで成人式を行います。式典は2部構成で、第1部は「式典」ではたちの抱負発表などを、第2部は「はたちのつどい(アトラクション)」でチャリーディングなどを実施。平成6年4月2日~7年4月1日生まれの人を対象に、12月初旬、新成人に式典の案内状を郵送します。同式典には、同封の入場券を持参してください。案内状が届かない場合など詳しくは社会教育室 ☎(740) 1244へ。



福祉医療費助成制度の対象者と所得条件

| 乳幼児等医療 | | こども医療 |
|--------------|---|--------------------------------------|
| 対象 | 0歳~小学3年生 | 小学4年生~中学3年生 |
| 所得条件 | 扶養義務者(両親など)の市民税所得割税額(*1)の合計額が23.5万円未満の人 ※0歳児は、扶養義務者の所得条件がありません | |
| 老人医療 | | |
| 対象 | 65歳以上70歳未満の人 | |
| 所得条件 | 世帯全員が市民税非課税で本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の人 | |
| (高齢)重度障がい者医療 | | 中程度の障がい者に対する入院医療 |
| 対象 | 1・2級の身体障害者手帳、A判定の療育手帳、1級の精神保健福祉手帳を持つ人 | 3級の身体障害者手帳、B1判定の療育手帳、2級の精神保健福祉手帳を持つ人 |
| 所得条件 | 本人、配偶者、扶養義務者の市民税所得割税額(*1)の合計額が23.5万円未満の人 | |
| 母子家庭等医療 | | |
| 対象 | 母(父)子家庭の親と子、父母のいない子など(子が高校卒業(*2)まで) | |
| 所得条件 | 母など、扶養義務者の所得(*3)が19万円未満(扶養親族1人につき38万円加算) | |

*1 課税決定通知などに記載の市(町村)民税所得割税額+住宅ローン控除額+寄付金控除-19,800円×0~15歳の扶養人数-7,200円×16~18歳の扶養人数
*2 満18歳に達した日以降最初の3月31日を過ぎても高校在学中の場合は満20歳到達月まで
*3 所得=収入-必要経費-諸控除(※雑損、医療費、社会保険料(8万円まで)、障害、勤労学生など(養育費の8割を所得として含みます))
※市(町村)民税非課税で所得80万円以下の方は原則対象となります

福祉医療受給資格の申請を

各種健康保険の加入者(被保険者や扶養家族)で左表の条件を満たす人に医療費の一部を助成しています(生活保護受給者を除く)。

1歳未満の乳児を除き所得制限があります。対象となる人で手続きをしていない場合は、市役所1階の医療助成年金課で申請してください。詳しくは同課 ☎(740) 1108へ。